

公益社団法人日本小児歯科学会専門医試験施行細則

第1条 この施行細則は、公益社団法人日本小児歯科学会専門医制度規則10条の規定に基づき、専門医試験に関し、必要事項を定める。

第2条 専門医認定委員会による専門医試験は、原則として毎年2回実施し、日本小児歯科学会は3か月前までに試験の公示を行うものとする。

第3条 専門医試験を行う試験委員は、専門医認定委員会が専門医指導医の内からその都度選出する。

第4条 専門医試験は、次の各号の科目について行う。

- (1) ケースプレゼンテーションおよび口頭試問^{注1}（2症例）
- (2) 症例課題^{注2}（記述試験）
- (3) 客観試験^{注3}（選択肢問題）

注1：

- ・症例リスト（第4号様式4-2）の中から2症例についてケースプレゼンテーションと口頭試問を行う。2症例のうち1症例は予め申請者が選ぶことができる。他の1症例については試験委員が選定し、試験案内の際に通知する。
- ・1症例につきケースプレゼンテーション15分、口頭試問10分とする。
- ・ケースプレゼンテーションは、口腔内写真、スタディモデル、エックス線写真、分析データ・検査データ等の資料を用意し、検査、診断、治療方針、治療経過について説明する。資料については、患者名（個人情報）が明らかにならないよう配慮すること。

注2：試験委員が提示した症例の資料に基づいて、診断や治療計画を記述するものとする。

注3：小児歯科専門医に必要な全般的知識を問う選択肢問題とする。

第5条 合否判定

専門医試験の合否は担当した試験委員で審議し、その合否を専門医認定委員会へ報告する。

2. 専門医認定委員会は総合的な審査を行い、その合否を日本小児歯科学会理事会に報告する。
3. 合否判定は次のとおりとする。

3科目とも75点以上を及第点とし、3科目すべての及第をもって合格とする。及第点に達しなかった科目については、その科目のみ再度受験申請し及第点をとれば合格とする。

附 則

第1条 この施行細則は、平成20年4月1日から施行する。

第2条 この施行細則は、一部改正し、平成24年4月1日から施行する。